

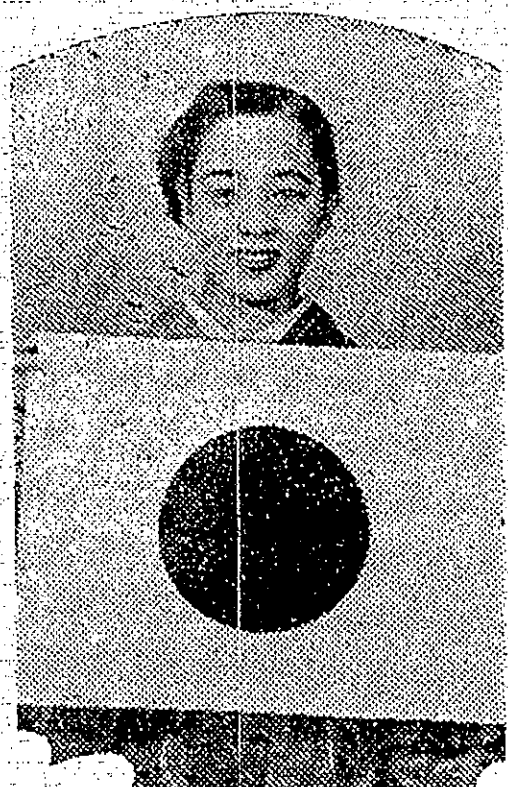
白地に赤き純潔の

日の丸を守れ！

國旗冒瀆者が意外に多いと

縣が検閲標準を定む

精神總動員



(一)國旗の尊嚴を冒瀆するものか否かは原則として國旗の白地(我が國旗の純潔を良く表徴するもの)に文字その他を記載し著しく

汚辱せられたるものはその程度により注銷乃至禁絶處分に付す(二)國旗の赤丸(日の丸)は日出づる日本の表徴であり又我が國民の適性

を現はすもの(三)に文字又はその他を記載し著しく適合はするの程度により注銷乃至禁絶處分に付す(四)個人又は一會社商店一部團體等の利

益を目的として發行せられたる出版物、出版物(一)に接觸するものは大體注銷處分(二)に接觸する場合は大體禁絶處分とする

事變以來印刷物、出版物の類で國旗冒瀆の類により處分されるものが著しく多し、本年一月以降だけでも非四件、三萬六百六十九册(枚)が禁止處分に付されてゐる、このため縣特高課では國民精神總動員の折衝國民思想導上會、國家の尊嚴を保持し崇高なる國體觀念の伸張に努むると共に一面國旗に対する敬愛の念を推付けて愛國心の鼓吹に努めることになり、その際國體を左の如く定めて一般の指導と取締を合せて行ふことになつた

(C)読売新聞社 無断転載・複製禁止。放送、出版等での二次利用の際は読売新聞社 記事利用担当 (mail: t-chizai06@yomiuri.com tel:03-6739-6961)まで

パネルの写し

出典資料をもとに長妻昭事務所でパネル作成